

令和 8 年度の取組（予定）

1 市民への手話普及の推進

(1) 手話出前講座

【継続】受講団体へのアンケート実施及び分析（随時）

【継続・拡充】受講団体拡大に向けた周知（随時）

保育園・幼稚園、放課後児童クラブ、小・中学校、高校、専門学校・大学、
福祉サービス事業所、民間企業等

【継続】アンケートフォームの継続

(2) こども手話講座

【継続】広報誌、SNS を利用した周知

【継続】全 5 回実施（11 月以降）

【継続】アンケートの実施（全 5 回）及び分析（随時）

【継続】インターネット申込みの継続

(3) 子ども向け手話リーフレット「手話ってなあに」の配付

【継続】市内の全小学 4 年生（約 2,500 人）に対しリーフレットを配付し、手話出前講座の周知と併せて、同リーフレットの手話出前講座における活用を促す。

(4) 手話 PR 動画による情報発信

【継続】年 1 ～ 2 回配信予定。数字や日付、曜日等の紹介を行う。

市ホームページトップの「注目情報」から動画のページが開けるよう公開する。

(5) 広報誌への掲載

【新規】広報誌「あさひばし」に手話コーナーを掲載

※広報誌に空きができた場合のみ

(6) 手話言語の国際デーのライトアップ

【継続】9 月 23 日（水）の手話言語の国際デーに常盤ロータリータワーをライトアップする。SNS 等で周知し、手話言語の理解促進を促す。

(7) 旭川市手話言語に関する基本条例施行 10 周年記念事業

【新規】令和 8 年 7 月 1 日に条例施行 10 周年を迎えるため、10 周年記念事業を実施する。(詳細は資料 (7))

2 令和 8 年度手話施策にかかる意見交換会

令和 8 年度は、令和 3 年度と同様手話条例制定 10 周年記念イベントの開催に伴い休止とする。なお、令和 9 年度以降の意見交換会の継続の有無や、今後のあり方・方向性については、本会議等を通じて協議を行う。